

令和 8 年 1 月 15 日
国 土 交 通 省
都市局まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画の提案手続に係る書類における
「旧氏使用」の扱いについて（周知）

政府における「旧氏使用」拡大推進の取組を踏まえ、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく都市再生整備計画の提案手続に必要となる提案書において記載を求めている「氏名」について、「旧氏（旧姓）使用が可能」である旨、明示のため、周知する。

具体的には、以下の手続を対象とする。

記

<対象>

○ 都市再生特別措置法第 46 条の 2 第 1 項又は第 2 項における申請関係

都市再生整備計画の作成又は変更の提案を行おうとする者が、都市再生特別措置法施行規則（平成 14 年国土交通省令第 66 号）第 14 条第 1 項に基づき提案書に記載する「氏名」

以 上